

地球温暖化等、人間活動に起因する地球環境問題  
に関する検討委員会設置要綱

〔平成19年7月26日〕  
日本学術会議第40回幹事会決定

改正 平成19年11月22日 日本学術会議第46回幹事会決定

改正 平成20年7月24日 日本学術会議第60回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、地球温暖化等、人間活動に起因する地球環境問題に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、地球温暖化等、人間活動に起因する地球環境問題に関する諸問題について、従来の議論を整理し、今後のあり方等について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、24名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成20年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年7月24日日本学術会議第60回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。